

流域治水検討委員会（行政部会）について

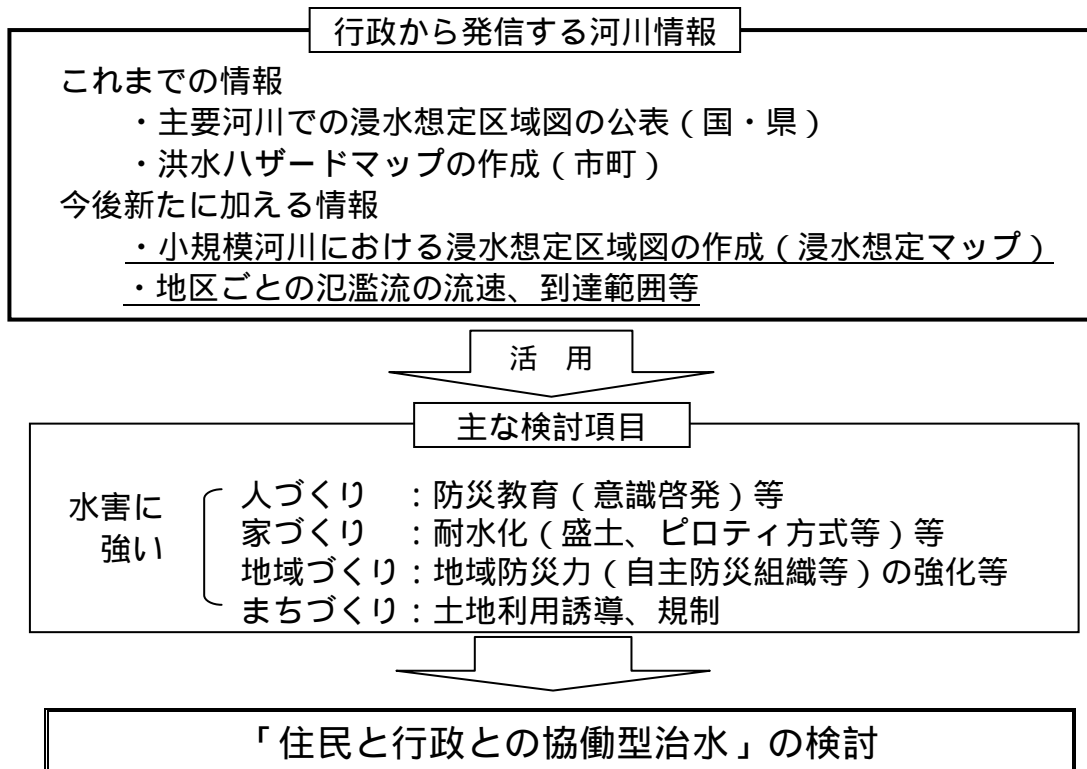
1. 流域治水対策の検討体制について

- (1) 県では、昨年11月から滋賀県琵琶湖水政対策本部に流域治水推進部会を設置、庁内横断的な体制で流域治水対策の検討を行っている。
- (2) これまでの検討の中で明らかになった課題は、まちづくりや地域防災力に関するものが多く、市町行政と密接な関連があるため、実効性ある対策を推進するためには、市町の理解と協力が必要不可欠である。
- (3) このため、市町と共同して検討を行う委員会を設置し、実効性のある具体的な減災対策を検討する。
- (4) なお、本委員会で検討した内容については、流域治水対策の方向性を示す「滋賀県流域治水基本方針（H20年度策定予定）」に反映させるものである。

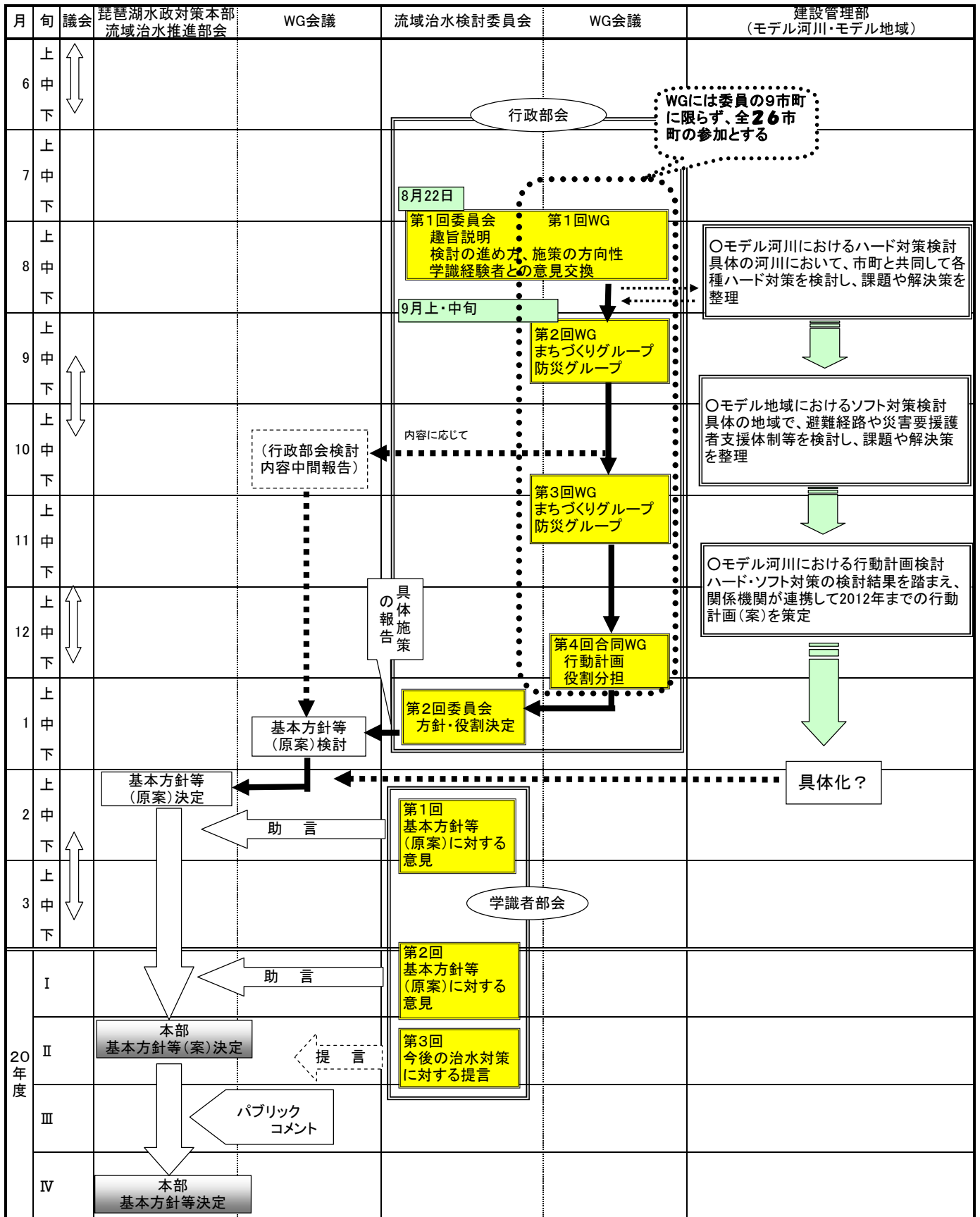
2. 流域治水検討委員会（行政部会）の構成

委員長	土木交通部技監（河川政策担当）
委員	市町 9市町（副市町長 等） 大津市、彦根市、草津市、守山市、湖南市、高島市、 竜王町、湖北町、高月町
	国 琵琶湖河川事務所長
	県 地域振興課長、県民活動課長、防災危機管理局副局長、 健康福祉政策課長、農政課長、砂防課長、 都市計画課長、住宅課長、建築課長
事務局	流域治水政策室
その他	担当者からなるワーキンググループを設置して具体策を検討 市町は全26市町から参加

3. 委員会での検討イメージ



流域治水基本方針検討スケジュール



推進部会とWG

庁内37所属で構成する部局横断組織であり、県の基本方針を検討する。

検討委員会行政部会とWG

市町と国、県(推進部会から特に関連する10課を抽出)で構成し、市町行政と密接に関連する課題について、実効性ある具体施策を検討する。

流域治水検討委員会（行政部会）の工程（案）

◇第1回委員会 ◆第1回WG会議（合同会議） 平成19年8月22日（水）

1. 講演 「地域防災力を高める処方箋」
群馬大学大学院工学研究科 片田敏孝教授
2. 委員会・WG会議の合同会議
 - (1) 委員会の趣旨説明
 - (2) 現状認識の共有
 - ・ 滋賀県における治水対策の現状と課題
 - ・ 流域治水対策の考え方
 - (3) これまでの検討状況
 - ・ 国や他府県の検討状況紹介
 - ・ 施策の方向性
 - (4) 学識経験者を囲んで意見交換
群馬大学大学院工学研究科 片田敏孝教授

◆第2回WG会議

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. まちづくりグループ（土地利用誘導、減災施設） <ol style="list-style-type: none"> (1) 新たな情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の情報（流下能力図、浸水想定マップ、雨量・水位情報 等） ・ 市町の情報（ハザードマップ、地域防災計画等） (2) 新たな情報の活用方策とその課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調整池などの「ためる」対策に対応した開発許可条件 ・ 「とどめる」対策に対応した土地利用規制、補償 (3) 水害に強い「家」「まち」づくりに向けた施策検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋の耐水化、「そなえる」対策での土地利用の誘導、開発規制 (4) 先進事例 | <ol style="list-style-type: none"> 2. 防災グループ
(情報、地域防災力、意識啓発) (1) 新たな情報の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の情報（流下能力図、浸水想定マップ、雨量・水位情報 等） ・ 市町の情報（ハザードマップ、地域防災計画 等） (2) 新たな情報の活用方策とその課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導、災害時要援護者支援体制 (3) 水害に強い「人」「地域」づくりに向けた施策検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 意識啓発、防災体制（消防団、自主防災組織 等）の充実 (4) 先進事例 |
|--|---|

WG今後の運営について

会場を2カ所にし、市町を地域的に半分に分けて実施。テーマグループごとの分科会とし、さらに議論しやすいよう小グループで議論。なお、第2回は市町の意見を聴く場とし、県庁関係課は参加を要請しない。

◆第3回WG会議

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. まちづくりグループ
水害に強い「家」「まち」づくりに向けた施策まとめ | <ol style="list-style-type: none"> 2. 防災グループ
水害に強い「人」「地域」づくりに向けた施策まとめ |
|---|--|

◆第4回WG会議（両グループ合同）

- (1) 水害に強い「人」「家」「地域」「まち」づくりに向けた行動計画（案）
- (2) 治水・減災対策における県と市町の役割分担（案）

◇第2回委員会

- (1) 水害に強い「人」「家」「地域」「まち」づくりに向けた対応方針
- (2) 「住民と行政との協働型治水」実現に向けた行政の役割

まちづくりグループ…… 地域振興課、農政課、河港課、都市計画課、住宅課、建築課、市町都市計画担当、琵琶湖河川事務所調査課

防災グループ …… 県民活動課、防災危機管理局、健康福祉政策課、河港課、砂防課、市町防災担当、琵琶湖河川事務所調査課

想定される対策・検討する内容（アウトプットイメージ）

まちづくりグループ（土地利用誘導、減災施設）関連
<ul style="list-style-type: none">○都市計画マスタープランに付図として浸水想定マップを添付し対策を記述。○土地や家屋の売買時に、売渡人は重要事項として浸水の危険性を説明することを義務化（条例化）○浸水想定区域に対応した建築構造等を条例で規制○一定以上の浸水深が想定される区域については、都市計画の線引きにより市街化調整区域へ編入し開発を抑制○市街化区域内であって一定以上の浸水深が想定される区域については、都市計画の逆線引きにより市街化調整区域へ編入し開発を抑制○一定以上の浸水深が想定される区域については、農地転用を禁止○一定以上の浸水深が想定される区域については、建築基準法に基づく災害危険区域に指定し、居住目的の建築を制限
防災グループ（情報・地域防災力・意識啓発）関連
<ul style="list-style-type: none">○水害や河川に関する学習会の実施○住民と協働した洪水ハザードマップの作成や水防訓練・避難訓練等の実施○消防団（水防団）や自主防災組織の充実・強化○災害時要援護者支援体制の確立○開発許可時に開発事業者に対し、浸水想定マップを提示し浸水危険度を説明○河川に流下能力と治水安全度を掲載した看板を設置○各集落に浸水想定区域図の看板を設置○電柱や標識に想定される浸水深を明示

滋賀県流域治水検討委員会（行政部会）設置要綱（案）

（目的）

第1条 流域治水基本方針を検討するにあたり、潜在的な水害の危険性を共有し行政間での連携した実効性ある対策等を検討するため、国、県および市町の関係者からなる滋賀県流域治水検討委員会（行政部会）（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、行政間の連携が必要な次に掲げる事項を検討・協議する。

- （1）土地利用誘導、減災施設整備等「水害に強いまちづくり政策」に関する事
- （2）水害に対する地域防災力の向上、情報連絡体制、防災教育の充実等「水害に備える防災体制」に関する事
- （3）その他流域治水対策に関する事

（組織）

第3条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

（委員長）

第4条 検討委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、土木交通部技監（河川政策担当）とする。
- 3 委員長は会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関する関係者を招き、意見を聞くことができる。

（ワーキンググループ）

第6条 委員長が必要と認めるときは、検討委員会にワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの設置、運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（庶務）

第7条 検討委員会の庶務は、土木交通部流域治水政策室において処理する。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

滋賀県流域治水検討委員会（行政部会）委員

1 国

国土交通省琵琶湖河川事務所長

2 滋賀県

土木交通部技監（河川政策担当）
政策調整部地域振興課長
県民文化生活部県民活動課長
県民文化生活部防災危機管理局副局長
健康福祉部健康福祉政策課長
農政水産部農政課長
土木交通部砂防課長
土木交通部都市計画課長
土木交通部住宅課長
土木交通部建築課長

3 市町

次に掲げる団体の長が指名する者

大津市
彦根市
草津市
守山市
湖南市
高島市
竜王町
湖北町
高月町

4 その他

委員長が、検討委員会の所掌事務にかかる検討に関し必要と認める者

流域治水検討委員会（行政部会）運営要領(案)

（目的）

第1条 本運営要領は、滋賀県流域治水検討委員会（行政部会）設置要綱第8条に基づき、検討委員会の運営に関し必要な事項を定める。

（会議の公開）

第2条 委員会の会議は原則として公開するものとする。

2 会議の公開は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

3 傍聴者は、別に定める傍聴要領に従わなければならない。

（会議結果の公表）

第3条 会議の結果については、後日会議概要としてとりまとめ、会議資料と併せ県のホームページに掲載して公表するものとする。ただし、公表に先立ち、各委員の確認を得るものとする。

2 会議概要については、必要に応じて、公開することが適当でないと認められる事項を公開しないこととすることができる。

付則

この要領は、平成19年8月 日より施行する。

滋賀県流域治水検討委員会（行政部会）ワーキンググループ設置運営要領（案）

（目的）

第1条 滋賀県流域治水検討委員会（行政部会）設置要綱第6条の規定に基づきワーキンググループを設置するものとし、同条2項の規定に基づきその運営に関して必要な事項を定める。

（組織）

第2条 ワーキンググループは次の各グループとし、別表に掲げる関係機関の職員により組織する。

（1）まちづくりグループ

（2）防災グループ

2 まちづくりグループは、土地利用誘導、減災施設整備等「水害に強いまちづくり政策」に関することを検討する。

3 防災グループは、水害に対する地域防災力の向上、情報連絡体制、防災教育の充実等「水害に備える防災体制」に関することを検討する。

4 ワーキンググループに座長を置くものとし、流域治水政策室長をもって充てる。

5 ワーキンググループの検討状況や検討結果は委員会に報告する。

（会議）

第3条 ワーキンググループ会議は座長がグループ毎に招集するほか、必要に応じて両グループの全員または一部による会議を招集する。

2 座長が必要と認める場合は、会議にメンバー以外の関係課職員、その他の関係者の出席を求めることができる。

（庶務）

第4条 ワーキンググループの庶務は、土木交通部流域治水政策室において処理する。

（付則）

本要領は、平成19年 月 日から施行する。

(別表)

ワーキンググループ を構成する所属		ワーキンググループ	
		まちづくり グループ	防災グループ
国	琵琶湖河川事務所	○	○
県	政策調整部地域振興課	○	
	県民文化生活部県民活動課		○
	県民文化生活部防災危機管理局		○
	健康福祉部健康福祉政策課		○
	農政水産部農政課	○	
	土木交通部河港課	○	○
	土木交通部流域治水政策室	事務局	事務局
	土木交通部砂防課		○
	土木交通部都市計画課	○	
	土木交通部住宅課	○	
	土木交通部建築課	○	
	建設管理部・土木事務所	○	○
市町	26市町	○	○